

## 道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 6 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	変更前後別	敷 地 の	
				幅員 ( m )	延長( m )
一般国道	1 1 3 号	新潟市東区下山 3 丁目 1414 番 5 地先から 新潟市北区名目所字川跡 3317 番 4 地先まで	前 A	7.0 ~ 29.0	3,577.0
		新潟市東区津島屋 8 丁目 53 番 4 地先から 新潟市北区神谷内字川跡 2927 番 25 地先まで	前 B	20.1 ~ 237.0	3,192.0
		新潟市東区下山 3 丁目 1414 番 5 地先から 新潟市北区名目所字川跡 3317 番 4 地先まで	後 A	7.0 ~ 60.2	3,577.0
		新潟市東区津島屋 8 丁目 53 番 4 地先から 新潟市北区神谷内字川跡 2927 番 25 地先まで	後 B	20.1 ~ 237.0	3,192.0
一般国道	3 4 5 号	新潟市東区下山 3 丁目 1414 番 5 地先から 新潟市北区名目所字川跡 3317 番 4 地先まで	前 A	7.0 ~ 29.0	3,577.0
		新潟市東区津島屋 8 丁目 53 番 4 地先から 新潟市北区神谷内字川跡 2927 番 25 地先まで	前 B	20.1 ~ 237.0	3,192.0
		新潟市東区下山 3 丁目 1414 番 5 地先から 新潟市北区名目所字川跡 3317 番 4 地先まで	後 A	7.0 ~ 60.2	3,577.0
		新潟市東区津島屋 8 丁目 53 番 4 地先から 新潟市北区神谷内字川跡 2927 番 25 地先まで	後 B	20.1 ~ 237.0	3,192.0

県道	新潟村松三川線	新潟市東区下山2丁目603番1地先から 新潟市東区一日市字諏訪180番1地先まで	前A	6.6～16.3	3,308.0
		新潟市東区下山2丁目1418番2地先から 新潟市東区津島屋8丁目53番1地先まで	前B	26.0～83.6	1,789.2
		新潟市東区下山2丁目602番2地先から 新潟市東区一日市字諏訪180番1地先まで	後A	6.6～48.8	3,315.2
		新潟市東区下山2丁目1418番2地先から 新潟市東区津島屋8丁目53番1地先まで	後B	26.0～83.6	1,789.2

備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。